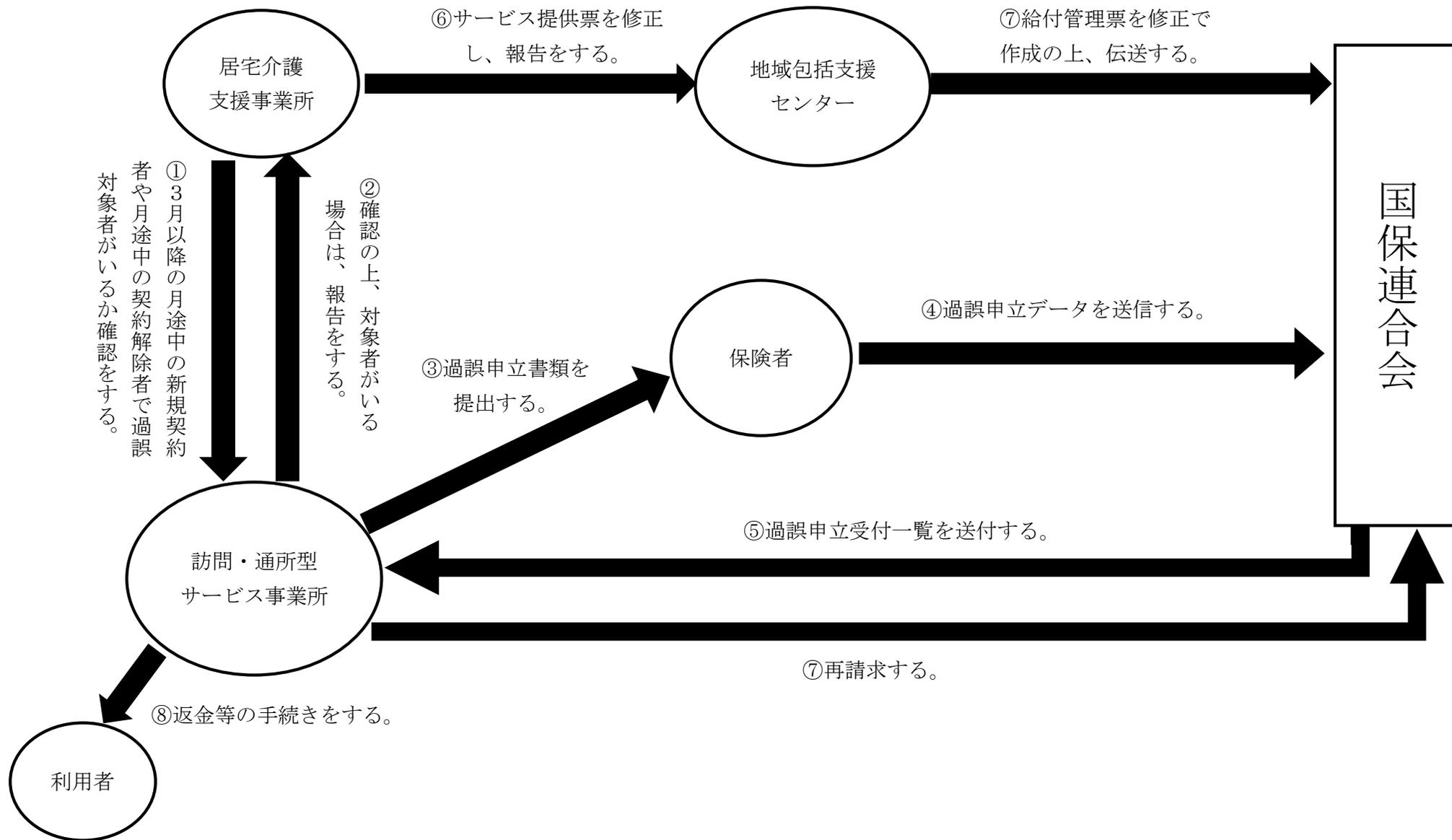


別紙3 ご対応いただきたいこと



※お手数ですが、各事業者間で契約日と利用開始日等の連絡を取り合い、ご対応いただければと思います。

締切	保険者・地域包括支援センター	訪問・通所型サービス事業者	居宅介護支援事業者
	<p>【地域包括支援センター】</p> <p>① 3月以降、月途中で新たに総合事業における訪問型・通所型サービスの契約をして、利用を開始した場合と、死亡等により月途中で契約解除をした場合の利用者を確認する。</p>	<p>① 3月以降、月途中で新たに総合事業における訪問型・通所型サービスの契約をして、利用を開始した場合と、死亡等により月途中で契約解除をした場合の利用者を確認する。</p> <p>② 対象者を確認の上、対象となる利用者がいる場合は、担当ケアマネジャーに契約日・利用開始日等を報告する。</p>	<p>① 3月以降、月途中で新たに総合事業における訪問型・通所型サービスの契約をして、利用を開始した場合と、死亡等により月途中で契約解除をした場合の利用者を確認する。</p>
<p>【事業者→市 過誤受付締切】 毎月15日まで</p>	<p>【保険者】</p> <p>④ 保険者で過誤申立て書類を受付け、国保連合会にデータを送信する。</p>	<p>③ 保険者へ過誤申立て書類を提出する。</p> <p>※給付管理票の修正と同月に過誤申立ての処理ができないので、注意！！</p>	
<p>月末～月初</p>		<p>⑤ 国保連合会より過誤申立受付一覧が送付される。</p>	
<p>【サービス提供票 修正入力締切】 毎月5日まで</p>			<p>⑥ カナミックネットワークなどのシステムでサービス提供票を修正し、担当地区の地域包括支援センターに報告をする（この時、日割りのコードにすること）。</p>
<p>【国保連 伝送締切】 毎月10日まで</p>	<p>【地域包括支援センター】</p> <p>⑦ サービス提供票が修正されていることを確認の上、給付管理票を修正で作成し、国保連合会にデータを伝送する。</p>	<p>⑦ 国保連合会へ再請求する。</p>	
		<p>⑧ 利用者へ返金等の手続きをする。</p>	

※締切日が、休日の場合は、前倒しでお願いします。